

平成 27 年度第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査結果

1 はじめに

平成 25 年 9 月に改正動物愛護管理法が施行され、ペットショップ等の第一種動物取扱業「販売」においては、動物の取扱いについて新たな遵守事項が定められ、規制が強化された。社会的に動物愛護が注目される中、動物を飼養する世帯は増加している。動物の入手経路として最も一般的であるペットショップは不特定多数の利用者と犬猫が接触する場でもあり、動物の健康状態によっては人への健康被害の発生とその拡大が懸念される。

第一種動物取扱業者に自主管理導入の動機付けを行い、動物由来感染症の発生予防、まん延防止を推進することで、都民の飼養する動物に由来する感染症発生の未然防止を図る一助とするため、都民に販売される動物の病原体保有実態調査を昨年度に引き続き実施した。

2 調査対象

都内で飼養施設を有して「販売」の登録を受けている第一種動物取扱業者 1, 594 施設中（平成 27 年 3 月 31 日現在）12 施設を対象とし、そこで販売されている犬 74 頭（糞便 73 検体、被毛 74 検体）、猫 24 頭（糞便 22 検体、被毛 24 検体）の計 98 頭（糞便 95 検体、被毛 98 検体）について病原体保有実態調査を行った。

3 調査実施期間

平成 27 年 6 月から平成 27 年 10 月まで（9 月を除く）

4 検査項目及び検査方法

(1) 飼養実態調査

動物の飼養状況等について聞き取り等を行った。

(2) 病原体保有状況調査

病原体保有状況調査の検査項目及び検査方法は、表 1 のとおりである。

表 1 検査項目及び検査方法

検体	検査項目	検査方法
糞便	サルモネラ カンピロバクター カンピロバクター・ジェジュニ カンピロバクター・コリ	分離培養法
	病原大腸菌 毒素原性大腸菌 (E T E C) 病原血清型大腸菌 (E P E C) ※ 腸管出血性大腸菌 (E H E C)	P C R 法ならびに分離培養法の併用
	Q 熱コクシエラ クラミジア	P C R 法
	回虫	集卵法
	ジアルジア	集シスト法、P C R 法
	トキソプラズマ (猫のみ)	集オーシスト法
被毛	皮膚糸状菌	分離培養法、同定 (形態観察、遺伝子検査)

※ 狭義の腸管病原性大腸菌

5 実施機関

(1) 検体搬入、飼養実態調査、業者への助言指導等

動物愛護相談センター：本所、多摩支所、城南島出張所

(2) 検査実施機関

健康安全研究センター：微生物部病原細菌研究科臨床細菌・動物由来感染症研究室

微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室

微生物部食品微生物研究科真菌研究室

6 結果

(1) 飼養実態調査

ア 病原体保有状況調査対象の構成

品種、年齢、性別の構成は、表2～表5のとおりである。

表2 動物種別品種構成

動物種	計	品種	
		純血種	雑種
犬	74	63	11
猫	24	24	－

表3 動物種別年齢構成

動物種	計	年齢						
		1-2ヶ月齢未満	2-3ヶ月齢未満	3-4ヶ月齢未満	4-5ヶ月齢未満	5-6ヶ月齢未満	6-7ヶ月齢未満	7-8ヶ月齢未満
犬	74	23	28	14	6	2	1	－
猫	24	4	10	2	3	3	－	2

表4 施設別年齢構成内訳

施設		計	年齢						
			1-2ヶ月齢未満	2-3ヶ月齢未満	3-4ヶ月齢未満	4-5ヶ月齢未満	5-6ヶ月齢未満	6-7ヶ月齢未満	7-8ヶ月齢未満
A	犬	5	2	1	－	2	－	－	－
	猫	5	－	1	－	－	2	－	2
B	犬	9	4	3	2	－	－	－	－
	猫	6	2	2	1	1	－	－	－
C	犬	5	1	3	1	－	－	－	－
	猫	4	－	2	－	2	－	－	－
D	犬	1	－	－	－	－	1	－	－
	猫	0	－	－	－	－	－	－	－
E	犬	10	7	1	2	－	－	－	－
	猫	0	－	－	－	－	－	－	－
F	犬	2	－	1	1	－	－	－	－
	猫	1	－	－	1	－	－	－	－
G	犬	10	2	6	2	－	－	－	－
	猫	3	－	3	－	－	－	－	－
H	犬	9	2	3	－	3	1	－	－
	猫	3	1	1	－	－	1	－	－
I	犬	7	4	1	2	－	－	－	－
	猫	0	－	－	－	－	－	－	－
J	犬	5	－	2	1	1	－	1	－
	猫	1	－	1	－	－	－	－	－
K	犬	5	－	4	1	－	－	－	－
	猫	0	－	－	－	－	－	－	－
L	犬	6	1	3	2	－	－	－	－
	猫	1	1	－	－	－	－	－	－

表5 動物種別性別構成

動物種	計	性別	
		オス	メス
犬	74	38	36
猫	24	14	10

イ 飼養管理状況調査

各施設の飼養管理状況調査結果は表6のとおりである。

(ア) 管理動物

12施設のうち9施設(A, E, F, G, H, I, J, K, L)は犬猫のみを取り扱っていた。残りの3施設(B, C, D)では、犬猫以外にウサギ、インコ、爬虫類等を取り扱っていた。

調査の対象となった個体の状況について聞き取りを行ったところ、C施設におい

てはジアルジアが検出された犬1頭と、皮膚糸状菌が分離された猫1頭を管理しているとの回答があった。また、K施設では下痢を呈する犬1頭と、風邪の疑いのある猫3頭を管理しているとの回答があった（K施設では猫の検体は供出されていない）。その他の10施設については飼養施設内の動物の異常は無との回答であった。

(イ) 動物の健康管理

12施設全てにおいてかかりつけの獣医師がいた。うち4施設（B, D, H, J）は導入時やワクチン接種時の検診を実施し、8施設（A, C, E, F, G, I, K, L）は1週～1ヶ月に1回の頻度で検診を実施していた。

(ウ) 餌

全ての施設において、ペットフードのみを使用していた。

(エ) シャンプー

12施設のうち8施設（A, B, D, F, G, H, J, L）において、1週～1ヶ月の間に1回の頻度でシャンプーを実施していた。残り4施設（C, E, I, K）では、動物の汚れの程度や、ワクチン接種前、部屋の移動時などに実施していた。

(オ) 管理方法

犬については12施設のうち9施設（A, B, C, D, E, F, H, J, K）で個別管理、1施設（L）で個別管理と群管理の併用、2施設（G, I）で群管理が行われていた。

猫については検体を採取した8施設のうち5施設（A, B, C, F, L）で個別管理、2施設（H, J）で個別管理と群管理の併用、1施設（G）で群管理が行われていた。

(カ) 動物の導入元

犬については12施設のうち6施設（B, C, E, F, H, K）が競り市場から、5施設（D, G, I, J, L）が特定の動物繁殖業者から動物を導入していた。残りの1施設（A）では競り市場からの導入と自家繁殖を併用していた。

猫については8施設のうち4施設（B, C, F, H）が競り市場から、3施設（G, J, L）が特定の動物繁殖業者から、残りの1施設（A）は競り市場からの導入と自家繁殖を併用していた。

(キ) 販売時対応

「販売時重要事項説明」は、全ての施設において自社制作の資料や既成の資料等を用いて行っていた。

「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳」の管理は、12施設のうち11施設において適切に行われていたが、1施設（F）では販売時記録台帳の調整及び管理がなされていなかった。

(ク) 施設の管理

「飼養施設及び動物の点検状況記録台帳」については、全ての施設において適切に管理されていた。

(ケ) 混合ワクチン接種状況

混合ワクチンは、検体を採取した犬猫のうち、猫4頭を除く全頭で接種されていた（表7）。なお、3ヶ月齢以上で狂犬病予防ワクチンの接種を行っていた犬は4頭であった。

表6 施設別飼養管理状況調査結果

調査項目			施 設											
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
動物	管理動物数	犬	23	50	5	2	90	8	18	25	30	4	25	7
		猫	25	10	3	—	20	4	4	4	2	4	11	1
		その他	—	有	有	有	—	—	—	—	—	—	—	—
	体調異常		—	—	2 頭	—	—	—	—	—	—	—	4 頭	—
	かかりつけ獣医師		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期健診		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期的なシャンプー		○	○	随時	○	随時	○	○	○	随時	○	随時	○
	管理方法		個別	個別	個別	個別	個別	個別	群	個/群	群	個/群	個別	個/群
	導入元		市場 /自家	市場	市場	特定ブリーダー	市場	市場	特定ブリーダー	市場	特定ブリーダー	特定ブリーダー	市場	特定ブリーダー
販売	販売時重要事項説明		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	販売時記録台帳管理		○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
施設	飼養施設の点検記録		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	動物の点検記録		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人	従業員の体調異常		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

表7 混合ワクチン接種状況

動物種	未接種	接種					
		2 種	3 種	5 種	6 種	8 種	1 0 種
犬	—	3	—	26	38	2	5
猫	4	—	20	—	—	—	

(参考) 混合ワクチンの内容

犬の混合ワクチン	猫の混合ワクチン
1 犬ジステンパー 2 犬パルボウイルス感染症 3 犬アデノウイルスⅠ型感染症 (犬伝染性肝炎) 4 犬アデノウイルスⅡ型感染症 (犬伝染性喉頭気管炎) 5 犬パラインフルエンザ 6 犬コロナウイルス感染症 7 犬レプトスピラ病黄疸出血型 8 犬レプトスピラ病カニコラ型 9 犬レプトスピラ病ヘブドマデイス 10 犬レプトスピラ病オータムナリス	1 猫ウイルス性鼻気管炎 (猫ヘルペスウイルス感染症) 2 猫カリシウイルス感染症 3 猫汎白血球減少症 (猫パルボウイルス感染症) 4 猫白血病ウイルス感染症 5 クラミジア感染症

(2) 病原体保有状況調査

ア 糞便検査結果

糞便検査結果は、表 8 のとおりである。

(ア) 犬

犬糞便検体（73 検体）については、検査項目のうち、サルモネラ、Q 熱コクシエラ、クラミジア及び回虫は検出されなかったが、カンピロバクター、病原大腸菌及びジアルジアが検出された。

カンピロバクターはカンピロバクター・ジェジュニが 2 検体から分離された。分離されたカンピロバクター・ジェジュニ 2 株の血清型は Penner の耐熱性抗原による血清型別法（デンカ生研）で Penner 0 群と J 群に型別された。

病原大腸菌は 4 検体から分離され、全て毒素原生大腸菌（以下「ETEC」という。）であった。ETEC はいずれも耐熱性毒素（ST）産生株であり、血清型は、OUT（型別不能）：H51、OUT：H25、OUT：H31 及び OUT：NM（運動性無し）であった。

ジアルジアは、21 検体（28.8%）から検出され、犬によく認められる遺伝子型である Assemblage C（以下「C 型」という。）が 8 検体、Assemblage D（以下「D 型」という。）が 13 検体であった。調査開始時にジアルジア治療中との回答のあった C 施設の個体からはジアルジアは検出されなかった。

細菌と寄生虫の重複感染が認められた個体は 3 例あり、それぞれ【カンピロバクター・ジェジュニ・ジアルジア C 型】、【カンピロバクター・ジェジュニ・ETEC・ジアルジア D 型】、【ETEC・ジアルジア C 型】であった。

検体採取時の便の状態については、ジアルジア陽性個体のうち 2 個体が不良（軟便）であったが、その他の陽性個体は良好であった。

(イ) 猫

猫糞便検体（22 検体）については、検査対象の細菌は分離されなかったが、2 検体からジアルジアが検出された。検出されたジアルジアは、通常、猫に寄生する Assemblage F（以下「F 型」という。）と、人にも感染する遺伝子型である Assemblage A（以下「A 型」という。）であった。これら 2 検体の便の状態は良好であった。

表 8 糞便検査結果

対象動物	検体数	陽性検体数（陽性率）										
		サルモネラ	カンピロバクター		病原大腸菌			Q 熱コクシエラ	クラミジア	回虫	ジアルジア	トキソプラズマ
			<i>C. jejuni</i>	<i>C. coli</i>	ETEC	EPEC	EHEC					
犬	73	0	2 (2.7%)	0	4 (5.5%)	0	0	0	0	0	21 (28.8%)	
猫	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2 (9.1%)	0

イ 被毛検査結果

被毛検査結果は、表 9 のとおりである。

被毛検体 98 検体（犬 74 検体、猫 24 検体）中、猫 1 検体から皮膚糸状菌（*Microsporum* 属）が分離された。当該猫に皮膚病変他、感染による症状等はみられなかった。また、C 施設の皮膚糸状菌治療中の個体からは、皮膚糸状菌は分離されなかった。

表 9 被毛検査結果

対象動物	検体数	皮膚糸状菌陽性検体数 (陽性率)
犬	74	0
猫	24	1 (4.2%)

ウ 施設別検査結果

犬の施設別検出状況は表 10、猫の施設別検出状況は表 11 のとおりである。犬検体は 12 施設中 9 施設、また、猫検体は 8 施設中 3 施設において病原体の検出がみられた。

全体としては、本検査実施対象の 12 施設中 10 施設において、いずれかの病原体が陽性であった。

表 10 犬の施設別検査結果

施設	陽性項目	陽性検体数 (%)	検体数
A	ジアルジア D 型	1 (20.0%)	5
E	カンピロバクター・ジェジュニ	2 (20.0%)	10
	E T E C	3 (30.0%)	
	ジアルジア C 型	2 (20.0%)	
	ジアルジア D 型	2 (20.0%)	
F	ジアルジア D 型	1 (50.0%)	2
G	E T E C	1 (10.0%)	10
	ジアルジア C 型	2 (20.0%)	
	ジアルジア D 型	5 (50.0%)	
H	ジアルジア C 型	2 (22.2%)	9
	ジアルジア D 型	1 (11.1%)	
I	ジアルジア C 型	1 (14.3%)	7
	ジアルジア D 型	1 (14.3%)	
J	ジアルジア D 型	1 (20.0%)	5
K	ジアルジア D 型	1 (20.0%)	5
L	ジアルジア C 型	1 (16.7%)	6

表 11 猫の施設別検査結果

施設	陽性項目	陽性検体数 (%)	検体数
B	ジアルジア A 型	1 (16.7%)	6
F	皮膚糸状菌	1 (100.0%)	1
H	ジアルジア F 型	1 (33.3%)	3

エ 年齢別検査結果

犬及び猫の陽性結果となった個体の年齢別内訳は表 12、表 13 のとおりである。

表 1 2 犬における年齢別陽性結果内訳

	年齢						
	1-2ヶ月齢未満	2-3ヶ月齢未満	3-4ヶ月齢未満	4-5ヶ月齢未満	5-6ヶ月齢未満	6-7ヶ月齢未満	7-8ヶ月齢未満
カンピロバクター・ジェジュニ	1	1	－	－	－	－	－
E T E C	1	1	2	－	－	－	－
ジアルジア C 型	2	3	3	－	－	－	－
ジアルジア D 型	2	8	1	2	－	－	－
陽性数 (※)	6	13	6	2	－	－	－
検体数	23	28	14	6	2	1	－

※重複感染例を再掲

表 1 3 猫における年齢別陽性結果内訳

	年齢						
	1-2ヶ月齢未満	2-3ヶ月齢未満	3-4ヶ月齢未満	4-5ヶ月齢未満	5-6ヶ月齢未満	6-7ヶ月齢未満	7-8ヶ月齢未満
皮膚糸状菌	－	－	1	－	－	－	－
ジアルジア A 型	－	1	－	－	－	－	－
ジアルジア F 型	－	1	－	－	－	－	－
陽性数	－	2	1	－	－	－	－
検体数	4	10	2	3	3	－	2

7 調査結果への行政対応

(1) 飼養管理状況調査結果による対応

販売時の重要事項説明については 1 2 施設全てで実施していたが、販売時の記録台帳の管理については、1 施設 (F) で台帳が作成されていない等の不備が認められたため指導した。

(2) 病原体保有状況調査結果による対応

ア 全ての施設への対応

調査時 (検査前) に、利用者への事前説明における公衆衛生上の注意喚起 (手洗い、うがいの励行等) について徹底するよう指導した。

イ 陽性検体が確認された施設への対応

陽性検体が確認された 1 0 施設に対し、検出された病原体について説明を行い、従業員等の健康状態を確認するとともに、陽性となった未販売個体について、かかりつけの獣医師に相談し対応するよう指導した。施設の衛生管理、作業前後の手洗いの励行等一般的な衛生管理、自主管理の導入については、第一種動物取扱業者向けのリーフレットをもとに助言、指導を行った。また、販売時の購入者への事前説明を徹底するよう改めて指導した。

調査結果判明時に既に陽性個体が販売済であった場合には、検査結果の情報提供と助言を行うよう指導し、販売先での異常等の有無についても調査した。

陽性検体が確認された 1 0 施設に対する聞き取り調査の結果、従業員等の体調不良や販売先での異常等は確認されなかった。

ウ 各施設における陽性個体への対応

各施設における陽性個体への対応については、表 1 4 のとおりである。

1 0 施設すべてにおいて、かかりつけ獣医師による診療、飼い方指導等が実施された。皮膚糸状菌が分離された F 施設では、薬用シャンプーの処置と、施設清掃がなされた。その他の施設においては、薬剤等による治療が行われた。

陽性となった個体のうち、I 施設では、治療中に陽性個体を他店舗に移動させたが、販売時の顧客への動物由来感染症や取扱いに関する説明等の引継ぎが行われていた。また、J 施設では検査結果前に販売した個体が 1 頭おり、販売先（購入者）のもとで治療が行われた。

表 1 4 各施設における陽性個体への対応

施設	検出病原体	治療	薬剤等
A	ジアルジア	抗原虫薬 10 日間投与	チニダゾール
B	ジアルジア	抗原虫薬 4 日間投与	メトロニダゾール
E	ジアルジア	抗原虫薬 5 日間投与	メトロニダゾール
	ジアルジア/カンピロバクター	抗原虫薬 5 日間投与 抗生物質 5 日間投与	メトロニダゾール/アジスロマイシン
	ジアルジア/カンピロバクター/E T E C	抗原虫薬 5 日間投与 抗生物質 5 日間投与	メトロニダゾール/アジスロマイシン
	E T E C	S T 合剤注射	スルファジアジン・トリメプ リム
F	ジアルジア	抗原虫薬投与	メトロニダゾール
	皮膚糸状菌	薬用シャンプー	クロルヘキシジン酢酸塩
G	ジアルジア	抗原虫薬 7 日間投与	メトロニダゾール
	ジアルジア/E T E C	抗原虫薬 7 日間投与	メトロニダゾール
H	ジアルジア	抗原虫薬 3 日間投与	メトロニダゾール
I	ジアルジア	抗原虫薬投与	トラトスリル/メトロニダゾール/
J	ジアルジア	消化酵素 8 日間投与	消化酵素
K	ジアルジア	抗原虫薬 5 日間投与	メトロニダゾール
L	ジアルジア	整腸剤 2 種 11 日間投与	タンニン酸ペルレリン/乳酸菌

(3) 再検査

陽性検体が確認された 1 0 施設に対し、再検査を案内したところ、1 施設（H）からジアルジア陽性個体 3 頭について、再検査の希望があった。

ア 陽性個体への治療内容

3 日間の抗原虫薬投与が行われた。

イ 再検査結果

3 頭全て検査陽性であった。

なお、全ての再検査個体について、検体採取時の健康状態ならびに便の状態は良好で、異常は認められなかった。

ウ 再検査結果への行政対応

再検査においても陽性となった施設に対しては、施設の衛生管理、作業前後の手洗いの励行等、一般的な衛生管理等について改めて指導を行った。

同施設に対して経過確認を行ったところ、3 頭に対して 1 4 日間の投薬治療が行われ、

かかりつけ動物病院での検査の結果、3頭全てが陰性となったことを確認した。

その他、再検査を希望しなかった施設については、改めてかかりつけ獣医師に相談を行うとともに、動物由来感染症対策を徹底するよう指導を行った。

8 陽性個体同士の接触の有無

陽性個体数が複数頭であった5施設において、他の陽性個体との接触歴を調べたところ、1施設（G）において接触があったことが判明した。しかしながら、詳細な接触状況までは確認できなかった。

表15 他の陽性個体との接触歴（陽性個体数が複数頭であった施設）

施設	陽性項目	陽性検体数	他の陽性個体との接触歴
E	ジアルジアC型	2	無
	ジアルジアD型	2	
	カンピロバクター	2	
	E T E C	3	
G	ジアルジアC型	2	有（7頭中2頭）
	ジアルジアD型	5	
	E T E C	1	
H	ジアルジアC型	2	無
	ジアルジアD型	1	
	ジアルジアF型	1	

9 考察

(1) 販売業における動物の病原体保有状況

本調査は、対象業種が販売業であったため、検査個体の年齢は全て1歳未満の幼齢個体であった。

ア 糞便検体の病原体保有状況

犬糞便からは、カンピロバクター・ジェジュニ、E T E C、ジアルジアが検出され、猫糞便からはジアルジアのみが検出された。

カンピロバクターは今回の調査で2件検出された。2件とも同一施設(E)で検出されたが血清型は異なっていた。E施設では市場より個体を導入し、個別管理を行っていることから、導入以前からの汚染の可能性も考えられた。今回分離されたPenner O群及びJ群は、共に人下痢症患者から分離され、鶏肉との関連性が指摘されている。人への感染を予防するために糞便の取扱いについて、ひきつづき注意喚起を行っていく必要がある。また、当該施設への動物の導入は市場を介して行われていることから、感染の内容や規模によっては、導入元への情報提供を行い、業者間取引における感染症予防・衛生管理対策について検討することも有用と考えられる。

検出されたE T E Cは、前年度と同様にヒト血清型とは異なるものであったため、人への感染のリスクは低いと考えられた。犬間での水平伝播を防止するため、施設内衛生管理の徹底について指導した。

犬におけるジアルジアの陽性率は28.8%(73頭中21頭陽性)で、その他の病原体の検出率に比較して高率であった。幼齢個体を扱う販売業において検出されやすく注意が必要な病原体であると思われた。調査を行った12施設中9施設においてジアルジアが検出され、9施設のうち2施設は群管理をとっていることから、ジアルジアの施設内感染の可能性が疑われた。また、他の7施設については個別管理をしており、施設の取扱いもしくは既に個体が親からの感染など、感染経路については、更なる調査が必要であると考えられた。今回、犬から検出されたジアルジアはすべて動物固有のタイプで、人への感染の可能性は低いものであった。しかし、ジアルジアは免疫力の弱い幼齢個体では重篤化することもあり、また、複数の遺伝子型による重複感染を招くこともあるため、交差汚染のないよう衛生管理の指導を行った。

猫の糞便からは、ジアルジアA型とF型がそれぞれ1検体ずつ検出された。ジアルジアA型については、人への感染の可能性があるので、動物を取り扱う業者及び購入者への周知が必要である。

イ 被毛検体の病原体保有状況

猫1検体から皮膚糸状菌が検出された。

陽性となった猫を管理しているF施設は、猫4頭を調査時所有していたが、検査に供出されたのは当該猫1頭のみであった。施設は個体ごとに管理しているが、清掃等によりケージや部屋から出した場合に、接触等により感染の広がる可能性があるため、取扱いについて再確認をする必要がある。個体への感染経路としては、導入前の時点から感染していた、他の不顕性個体から感染した、環境中から菌が付着したなどが考えられ、検出された施設においては、清掃及び消毒の徹底、動物の状態の観察について指導を行った。

今回の結果から、第一種動物取扱業者は、感染症まん延防止のための自主的な衛生管理体制を整えておくことが求められる。また、今後も第一種動物取扱業者に対し、自主管理の徹底について普及啓発や指導を継続して行う必要がある。

(2) 販売業における飼養管理状況

犬、猫の取扱施設における、施設及び動物の管理や購入者への対応等について、動物由来感染症発生予防の観点から検討した。

ア 獣医師の関与

動物愛護管理法の改正により、犬猫等販売業者は獣医師と連携が義務付けられたところであり、今回調査した販売業12施設は、全てかかりつけの獣医師がいる。全ての施設で取扱動物の定期的（導入時、ワクチン接種時等）な健康診断を行っており、異常が認められた場合は、直ちに獣医師に相談している。日頃から獣医師との連携が図られており、陽性個体の治療対応についても、獣医師と連携して速やかに実施されていた。

イ 施設及び動物の管理方法

調査した12施設のうち7施設の動物の管理方法は個別管理であったが、3施設においては群管理を併用し、2施設は群管理のみとしていた。病原体検出は個別管理及び群管理のいずれの施設においても見られており、群管理に関しては個体間の交差汚染が示唆されるが、他個体との接触の無い個別管理においては、導入時点での汚染や、導入後の人や物を介した汚染が考えられた。

一般にペットショップ等の販売業者では、主に1歳未満の子犬・子猫を取り扱っている。これらの動物は免疫状態も安定していないうえ、その個体の導入元も個人ブリーダーや市場等、様々な場合が多い。そのため、十分な検疫、隔離スペースがない場合は施設内において病原体の交差汚染による感染症まん延の可能性が懸念される。販売業者は、動物が病原体を保有した状態で施設に導入される可能性を十分に理解し、その上で、各々の施設に適したまん延防止対策をとることが重要である。

ウ 購入者への注意喚起

全ての施設において、購入者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律第21条の4に基づく顧客への事前説明を口頭及び文書で実施し、当該文書を受領したことについて顧客の署名等による確認を実施していた。しかし、販売時記録台帳の管理については1施設において不備が認められたため、適切に管理するよう指導した。

動物由来感染症の発生予防、まん延防止の推進のためにも、購入者への動物由来感染症に関する説明を十分に行うよう、指導していかなければならない。そのため、注意喚起を促すためのパンフレットを作成するなどして、施設への立入調査時や動物取扱責任者法定研修の機会を通じて注意喚起を図っていく必要がある。

エ 犬の登録・狂犬病予防注射

一般にペットショップにおいては、生後91日齢未満の犬を扱うことが多く、犬の登録・狂犬病予防注射は、購入者が行うことを見越しており、販売犬が91日齢を過ぎても、業者自身が登録・予防注射の手続きを行っていないことがある。なお、今回の調査対象施設はすべて、犬の登録・狂犬病予防注射の義務について、購入者への事前説明を行っていた。

犬の登録・狂犬病予防注射は、狂犬病予防対策の根幹を成すものであり、新たな飼い主への普及啓発として、購入時の説明は特に重要な機会である。そこで、犬の登録及び狂犬病予防注射普及啓発用リーフレットを配布するなどして、今後も販売業を含

む第一種動物取扱業者への普及啓発を行い、犬の登録・狂犬病予防注射接種率向上を目指して動物取扱業者への法令遵守の徹底を継続して指導していく。

オ 再検査による指導

検査で陽性個体が確認された10施設には、施設の衛生管理、作業前後の手洗いの励行等一般的な衛生管理等について改めて指導し、必要に応じてかかりつけ獣医師に相談するように指導した。その結果、未販売個体についてはすべての施設で、かかりつけ獣医師の診察のもと治療等が行われた。検査結果前に販売された個体の治療経過については、販売施設（J）を経由して確認した。

各施設へ検査の案内をしたところ、1施設から投薬後の再検査希望があった。ジアルジアが検出された犬3頭全てについて再検査を行った結果、全て陽性となった。そのため、再検査結果通知の際に、陽性個体の治療及び駆虫確認はかかりつけの獣医師が対応することを確認し、衛生管理の徹底について再度指導した。

なお、今回の再検査実施前の投薬期間は3日間であり、その後、14日間の投薬後の検査で陰性という報告が得られたことから、3日間の投薬期間では駆虫効果が低いことが示唆された。

今後も、動物取扱業者に対する衛生管理の指導において、取扱施設の衛生管理、作業前後の手洗いの励行等の一般的な衛生管理、また、具体的な自主管理点検記録台帳の見本を掲載したパンフレットの配布などにより自主管理を促進し、動物由来感染症の発生及びまん延防止を図っていく。

表16 犬の糞便における病原体検出状況

調査年度	調査対象業種	検体数	陽性検体数（括弧内は陽性率）									
			サルモネラ	カンピロバクター		病原性大腸菌			Q熱コクシエラ	クラミジア	回虫	ジアルジア
				C.jejuni	C.coli	ETEC	EPEC	EHEC				
23年度販売業		70	0 (0%)	1 (1.4%)	0 (0%)	2 (2.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	18 (25.7%)
24年度販売業		83	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (9.6%)	6 (7.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	34 (40.9%)
25年度販売業		67	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (3.0%)	2 (3.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.5%)	18 (26.9%)
26年度販売業		62	0 (0%)	2 (3.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	25 (40.3%)
27年度販売業		73	0 (0%)	2 (2.7%)	0 (0%)	4 (5.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	21 (28.8%)

表17 被毛における皮膚糸状菌検出率 【%（陽性検体数/検体数）】

	犬	猫
23年度販売業	0 (0/71)	0 (0/27)
24年度販売業	1.1 (1/87)	0 (0/16)
25年度販売業	4.6 (3/65)	6.5 (2/31)
26年度販売業	0 (0/64)	7.2 (1/14)
27年度販売業	0 (0/74)	4.2 (1/24)